

京都市水共生プラン

～私たちの手でみずみずしい都市とくらしの再生を！～

行動指針

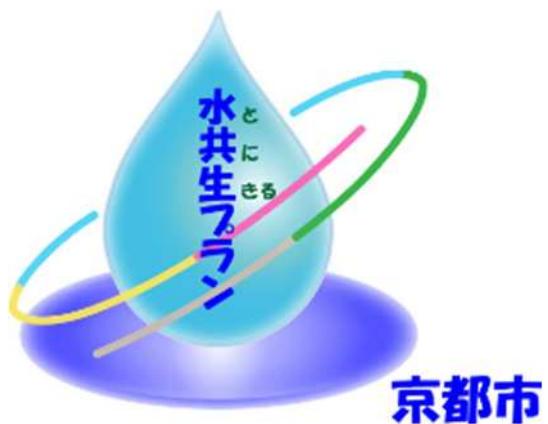
[令和5年度版]



京 都 市

目次

はじめに.....	1
<令和5年度版行動指針>	
基本方針1 流域全体を見据えた治水対策	5
基本方針2 良好な水環境の実現	13
基本方針3 健全な水循環系の回復.....	19
基本方針4 ゆたかな水文化の創造.....	25
基本方針5 雨水の利用	29



水共生プラン シンボルマーク

はじめに

1 京都市水共生プランの策定

平成16年3月に策定された「京都市水共生プラン」は、京都市基本構想に基づく水に関するマスタープランとして位置付け、行政と市民、NPO、事業者等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら取組を進めています。また、「私たちの手でみずみずしい都市とくらしの再生を！」を基本理念として、5つの基本方針を定めています。

基本方針1 流域全体を見据えた治水対策

頻発する浸水被害を低減させるために、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地の適正な管理・保全等、行政の関係部門や市民等が協力して流域からの雨水の流出を抑制します。総合的な治水対策を推進することにより、京都市域全体の治水安全度を向上させていきます。また、ハード対策だけでなく、土地利用の規制・誘導、浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などのソフト対策に努め、浸水がおこっても被害を最小限に抑える水防災システムの構築を目指します。

基本方針2 良好的な水環境の実現

わたしたちの暮らしの中で、水との関わりが希薄となりつつある現状に歯止めをかけるために、できるだけ身近なところに良好な水環境の創出を目指します。また、その実現には下水道も万能ではないことを十分に認識し、行政が市民やNPO、事業者等と協働して、河川などの水質の維持・向上、雨天時の水質改善の推進、環境ホルモンをはじめ有害化学物質による新たな水質問題の対策に取り組みます。

基本方針3 健全な水循環系の回復

京都の水循環系の実態を理解したうえで、都市化によって変化した水循環系を雨水浸透対策などできるだけ自然本来の姿に近づける取組を推進し、普段の河川流量を豊かにするとともに、地下水の保全、ひいてはヒートアイランド現象の緩和に効果を及ぼします。

基本方針4 ゆたかな水文化の創造

伝統的な京都の水文化を継承するとともに、身近にある水を楽しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できるまちづくりを推進します。また、水を仲立ちとした世代間あるいは新旧住民間のコミュニケーションにより、水と人と生き物の未来について世代を超えて理解しあえる社会を目指します。

基本方針5 雨水の利用

地域の防災レベルの向上、身近に水と触れ合える場の創出、さらに、水に関するエネルギー消費の抑制につながることから、貴重な自己水源である雨水の利用を推進します。

2 行動指針の策定

本プランを推進するため、行政、市民、NPO、事業者等様々な立場の人たちが具体的に取り組むべき課題や事柄について、どのように活動したり行動したりするのかを示す行動指針を策定します。

行動指針では、各基本方針を代表する取組について中長期的な目標を示すとともに、今年度の取組事項を示します。

なお、本指針の策定は、本プランの推進方策に掲げる「行動計画の策定」に代わるものです。

3 取組の推進

水に関する問題は、行政だけでは解決することはできません。市民一人一人の水に対する思いが大切です。今後、市民、NPO、事業者等様々な立場の人たちと一緒にになって取組を進めていきます。

令和5年度版行動指針の各事業の取組については、次ページ以降のとおりです。

4 位置付け

京都市では京都市基本構想（グランドビジョン）の実現に向けて、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン2025（京都市基本計画）（第3期）」のもと、分野別計画を策定し、各施策を推進します。

また、水に関する取組についても、各部局が相互の調整を行いつつ策定した分野別計画において示され、各分野別計画に基づいて施策を推進しています。

「京都市水共生プラン」は、これらの分野別計画において、水に関する目指すべき将来像を明らかにし、この実現に向けた基本的方向や方策を関係者で共有することを目的としています。

よって、本プランは分野別計画の一つでありながら、本プランの理念が「京都市基本構想」の理念と合致しているため、水に関するマスターplanとしております。（図1 参照）

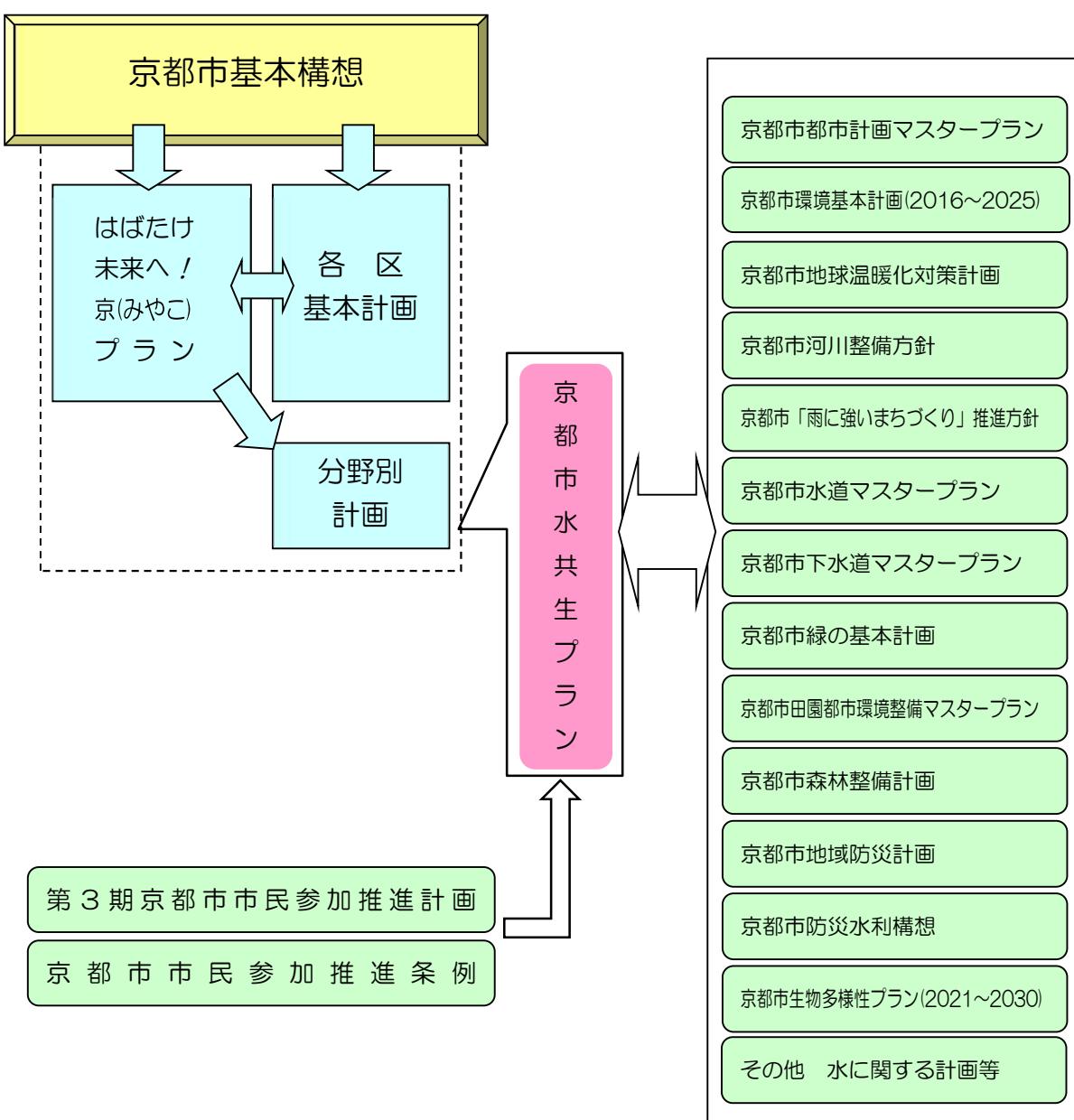


図1 水共生プランと関連計画の体系

～水循環基本法と京都市水共生プランについて～

近年、都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等といった様々な問題が顕著になってきています。

このような状況を踏まえ、平成26年7月に水循環基本法が施行されました。

また、同法に基づき、内閣官房に設置された水循環政策本部では、全国各自治体が過去又は新規に作成した水循環に関する施策を、「流域水循環計画」として認定し、公表しています。

水循環基本法 基本理念

- 1 水循環の重要性
- 2 水の公共性
- 3 健全な水循環への配慮
- 4 流域として総合的かつ一体的な管理
- 5 水循環に関する国際協調

京都市水共生プラン 基本方針

- 1 流域全体を見据えた治水対策
- 2 良好な水環境の実現
- 3 健全な水循環系の回復
- 4 ゆたかな水文化の創造
- 5 雨水の利用

水循環基本法と目指すべき目標が一致！

流域水循環計画 認定要件

- ・各構成主体との連携
- ・目標と取組施策の設定
- ・地域住民等の意見の反映
- ・既存の他計画等の反映

京都市水共生プラン

- ・事業者・市民・NPO等と連携
- ・5つの基本方針を基に10の計画目標と達成のための取組事項等を整理
- ・策定時に有識者会議やパブコメを実施
- ・既存の関連計画を横断的に包括

流域水循環計画の認定要件に合致！



平成29年4月 京都市水共生プランが
「流域水循環計画」として認定

京都市では、国に10年以上も先行して水循環に関する計画を策定し、取組を進めてきました！

水循環に関するくわしい国の動向については、水循環政策本部HPをチェック！

→ URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

水循環政策本部



基本方針 1 流域全体を見据えた治水対策

浸水被害を軽減するために、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地の適正な管理・保全等、行政の関係部門や市民等が協力して流域からの雨水の流出を抑制することや、浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などのソフト対策も組み合わせることにより、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策（流域治水）を推進します。



<目標>

- 都市基盤河川改修事業（目標年次：令和6年度）
流域内において概ね10年に1回程度発生する規模の降雨に対する
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{浸水想定面積} \\ \text{浸水想定家屋数} \end{array} \right\}$ を令和元年度に比べて $\left\{ \begin{array}{l} 25.3\% \\ 37.9\% \end{array} \right\}$ 減少させる。

- ## ■ 下水道事業 (目標年次: 令和9年度) 10年確率降雨に対する雨水整備率 40%

令和4年度実績 33.0%

令和5年度予定 33.1%

<検討、取組事項一覧>

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和5年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
① 総合的な治水対策による治水安全度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の改修による浸水対策事業 ・河川等の適切な維持管理 ・雨水幹線等の整備による浸水対策事業 ・水路等の改築・浚渫等による浸水対策事業 ・総合農地防災対策事業（洛西水管理システム管理助成） ・農業基盤整備事業及び農業用里道・水路等管理対策事業 ・農業用水路に治水機能を付加した雨に強いまちづくり推進事業（農業用水路の引継ぎ） ・雨水流出抑制施設の設置指導及び助成 ・森林整備事業（森林総合整備事業）（森の力活性・利用対策） ・農業用ため池の防災・減災対策の推進 ・（「京都市建築物等における木材利用基本方針」に基づく）市内産木材の利用推進 ・雨庭整備事業 ・透水性舗装による歩道整備の推進 ・排水機場・ポンプ場等の適切な維持管理 ・排水機場・ポンプ場等の施設更新 ・総合農地防災対策事業（大下津排水機場及び松林排水機場運転費助成） 	○	○	◎
② 洪水被害を最小にする水防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への避難情報の提供 ・適切な避難行動につながる情報発信 ・地下街及び要配慮者利用施設等の浸水防止対策支援 ・各種ハザードマップ（水害、土砂災害、農業用ため池）による防災情報の啓発 ・水防体制の充実 ・区役所や土木みどり事務所等の関係機関による浸水被害に関する情報共有及び対策案の検討 ・避難情報等の周知、災害時に備えたタイムラインの活用、総合防災訓練等の実施 	◎	◎	◎

各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

① 総合的な治水対策による治水安全度の向上

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
河川等の改修による浸水対策事業	市内を流れる都市基盤河川について、河川整備計画に基づいて、7河川の河川改修を進める。 ■河川改修後の様子	工事等を実施 西羽東師川支川 新川、西野山川等	建設局 土木管理部 河川整備課
	 七瀬川遊水地	 西羽東師川支川	 善峰川
	平成25年度に策定した「普通河川整備プログラム」(対象河川:8河川)に基づき、護岸の嵩上げなど局所的な対策や、抜本的な河川改修等を実施し、治水安全度の向上を図る。	工事等を実施 竹田川	建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所
河川等の適切な維持管理	都市基盤河川、普通河川等について、浚渫、除草等の適切な維持管理を実施し、河川の流水機能を確保する。	浚渫・補修等維持管理の実施	建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所
	浚渫及び除草の様子（瀬戸川）  対策前	 対策後	
雨水幹線等の整備による浸水対策事業	雨水幹線とは、道路の下に埋設されている、大きな下水管であり、雨水を「ながす」だけではなく、ながしきれない雨水を「ためる」ことができるものもある。 この「ながす」または「ためる」機能を備えた雨水幹線等の整備を進め、浸水対策を行う。	工事等を実施 鳥羽第3導水きよ 鳥丸丸太町幹線 西部1号・2号分流幹線等	上下水道局 下水道部 計画課 設計課
水路等の改築・浚渫等による浸水対策事業	水路や下水管路等について、改築や補修、浚渫等による排水機能の向上や、適切な維持管理を実施することにより、浸水被害の最小化を図る。	水路及び下水管路等の改築・浚渫等の実施	建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所 上下水道局 下水道部 管理課

基本方針1 流域全体を見据えた治水対策

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
総合農地防災対策事業（洛西水管管理システム管理助成）	<p>右京区、西京区、南区、伏見区などの市街地内農地を灌漑する基幹的農業用施設である洛西幹線用水路は、流域の都市化に伴い、都市の雨水排水路としての機能も大きく担うようになっている。</p> <p>施設管理者である洛西土地改良区は、治水機能の強化のため、洛西水管システムを導入し、降雨時のゲート開閉操作を的確、迅速に行うことで市街地での浸水被害を未然に防止している。このため、このシステムの維持管理費用の一部を京都市が負担する。</p>	適切な運転管理	産業観光局 農林振興室 農林企画課
農業基盤整備事業及び農業用里道・水路等管理対策事業	農業振興地域や生産緑地区域における各種整備事業に対しての補助金の交付することで、農地を適正に維持し、農地の雨水貯留機能の維持を図るほか、産業観光局が所管する里道や水路の整備事業に対して補助金の交付し、市内の水路機能の維持管理を図る。	水路改修、水路の浚渫・草刈・ゴミ除去、ため池整備、揚水機整備、農道整備等を実施	産業観光局 農林振興室 農林企画課
農業用水路に治水機能を付加した雨に強いまちづくり推進事業（農業用水路の引継ぎ）	治水に支障となりうる取水施設の適正管理を産業観光局と農業者で担い、農業用水路を適正な治水管理ができる水路として一定の整備を行い、建設局、上下水道局が引き継ぐことで、安定した営農環境と市民生活の安心安全を確保する。	治水機能回复工事を実施	産業観光局 農林振興室 農林企画課 建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所 上下水道局 下水道部 管理課
雨水流出抑制施設の設置指導及び助成	<p>雨水流出量の増加を緩和し、浸水被害の軽減を図るため、行政や民間企業者が設置する施設等に対して、『京都市雨水流出抑制対策実施要綱』に基づき、雨水流出抑制施設の設置指導を実施する。</p> <p>雨水流出抑制施設には、地中に「しみこませる」ことができる雨水浸透ますと、雨どいから分岐させ「ためる」ことができる雨水貯留施設（雨水貯留タンク）があり、これらを設置する方を対象に助成金を交付する。</p>	適切な指導の実施 助成金交付を継続的に実施	都市計画局 都市景観部 開発指導課 建設局 土木管理部 河川整備課 各土木みどり事務所 上下水道局 下水道部 管理課
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>雨水貯留施設、雨水浸透ますの設置に係る助成金制度</p>  <p>市販されている雨水貯留施設 (一例)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>パンフレット</p> </div> </div>			

基本方針1 流域全体を見据えた治水対策

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
森林整備事業 (森林総合整備事業) (森の力活性・利用対策)	森林経営計画等に基づき実施する造林・保育等や風雪被害対策を実施するとともに、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として間伐による健全な森林の育成を図ることで、森林資源の造成及び森林の有する公益的機能の増進を推進する。	健全な森林の育成に向けた造林・保育等や風雪害対策及び間伐の着実な実施	産業観光局 農林振興室 林業振興課
農業用ため池の防災・減災対策の推進	防災重点ため池の年1回の巡回点検や施設機能維持対策などの施設機能の適切な維持管理を実施	市内にある防災重点ため池25箇所のうち22箇所の巡回点検	産業観光局 農林振興室 農林企画課
(「京都市建築物等における木材利用基本方針」に基づく)市内産木材の利用推進	建築物等における木材の利用を促進することで、市内産木材の需要を拡大し、森林整備・保全の担い手である林業の活用化を図る。	・公共建築物における、みやこ杣木(市内産木材)の率先利用 ・民間建築物における、みやこ杣木(市内産木材)の利用支援 ・官民連携によるウッド・チェンジの推進	全庁 (主担当:産業観光局)
雨庭整備事業	「京都市緑の基本計画」及び「市街地緑化の在り方」に基づき、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間である雨庭の整備を進める。	3箇所整備 四条大宮交差点 東大路今出川交差点 外環三条交差点	建設局 みどり政策推進室

街区樹や緑地の整備（雨庭）



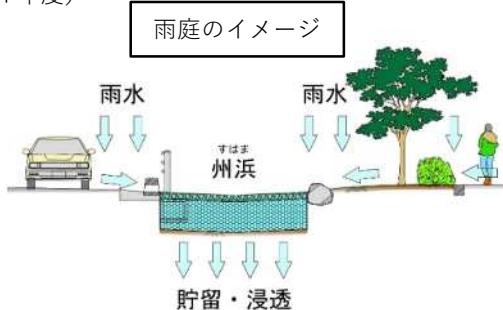
九条大石橋交差点四方角



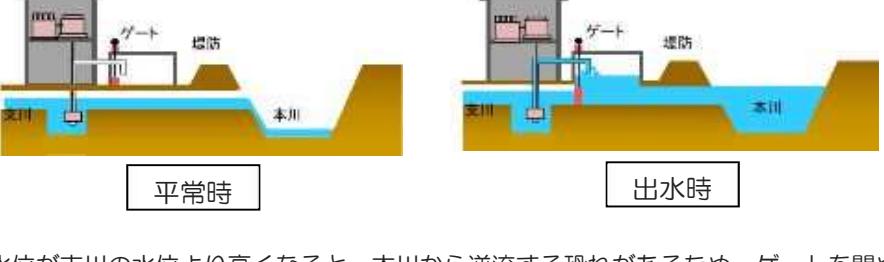
東大路仁王門交差点南東角

(令和4年度)

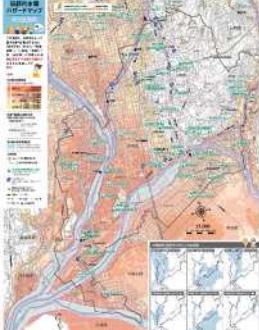
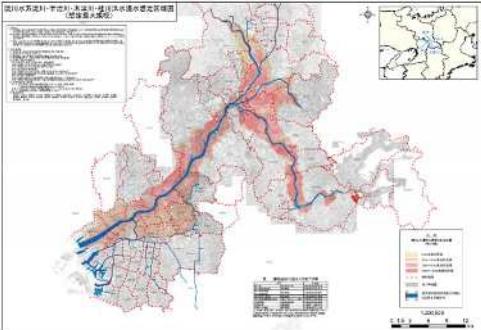
(令和4年度)



基本方針 1 流域全体を見据えた治水対策

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
透水性舗装による歩道整備の推進	『排水性・透水性舗装の手引き（平成15年4月）』に基づき、都市型水害の予防のほか、歩行者のスリップ防止、ヒートアイランド対策に重要な役割を果たすものとして、歩道について、水循環に優れた透水性舗装を実施している。	引き続き、透水性舗装を整備	建設局 土木管理部 各土木みどり事務所 道路建設部 道路建設課 道路環境整備課 都市整備部 南部区画整理事務所 (建設企画部 監理検査課)
	 <p>歩道の透水性舗装(バリアフリー事業)</p>		
排水機場・ポンプ場等の適切な維持管理	排水機場及びポンプ場等の機能を確実に確保するため、継続的に適切な維持管理を行う。	適切な維持管理及び運転管理	建設局 土木管理部 河川整備課 上下水道局 下水道部 管理課
	<p>排水機場イメージ図</p>  <p>排水機場</p> <p>支川</p> <p>本川</p> <p>ゲート</p> <p>堤防</p> <p>平常時</p> <p>出水時</p> <p>本川の水位が支川の水位より高くなると、本川から逆流する恐れがあるため、ゲートを閉め、支川が溢れないようにポンプで本川へ排出。</p>		
排水機場・ポンプ場等の施設更新	排水機場及びポンプ場等の機能を確実に確保するため、施設の更新を行う。	排水機場の施設更新及びポンプ場の施設更新	建設局 土木管理部 河川整備課 上下水道局 下水道部 計画課 設計課
総合農地防災対策事業（大下津排水機場及び松林排水機場運転費助成）	大下津排水機場及び松林排水機場は、流域の都市化により、農地の浸水防除だけでなく、市街地の浸水被害を未然に防止する上で重要なものとなっている。そこで協定に基づき、運転管理費用の一部を負担し、排水機場の適切な運転管理を図り、地域の浸水被害を防止する。	適切な運転管理	産業観光局 農林振興室 農林企画課

② 洪水被害を最小にする水防災対策の推進

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
避難行動要支援者への避難情報の提供	避難行動要支援者に対し、多メディア一斉送信システムや避難情報案内システムを活用した避難情報の提供を行う。	避難情報の発信	行財政局 防災危機管理室 教育委員会事務局 保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
適切な避難行動につながる情報発信	市民の適切な避難行動に向け、避難情報をはじめとした防災情報の発信を行う。	避難情報をはじめとした各種防災情報の発信	行財政局 防災危機管理室 各区役所・支所 教育委員会事務局 保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
地下街及び要配慮者利用施設等の浸水防止対策支援	水防法に基づき避難確保計画等が必要な地下街等及び要配慮者利用施設等の浸水防止対策の支援を行う。	訓練支援の実施	行財政局 防災危機管理室 教育委員会事務局 保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
各種ハザードマップ（水害、土砂災害、農業用ため池）による防災情報の啓発	各種ハザードマップを、各区役所支所等で配架するとともに京都市危機管理情報館において情報発信し、市民の適切な避難行動に向けた啓発を行う。	各種ハザードマップの配架 京都市防災ポータルサイトでの公開	行財政局 防災危機管理室 産業観光局 農林振興室 農林企画課 上下水道局 各区役所・支所
	 <p>京都市水害ハザードマップ</p>	 <p>宇治川・木津川・桂川洪水浸水想定区域図 (国土交通省)</p>	

基本方針1 流域全体を見据えた治水対策

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
水防体制の充実	水害時に最前線で活動する水防団の装備を充実し、水防倉庫などの設備についても改善を行う。	・水防活動の要となる水防倉庫の環境改善（2棟） ・水防団装備品の充実（発電機等の購入）	建設局 土木管理部 土木管理課
	水害の発生に備えて、水防資器材を点検・整備するとともに、消防署において水災警防訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。 また、ドローンの活用など、最新機器を有効活用した災害対応力の強化を図る。 さらに、消防団員教育を行い、水防資器材の使用方法の習熟及び水災時の活動に関する知識・技術を習得した消防団員を養成する。	継続実施	消防局 警防部 警防課
	地域を水害から守るために、水防団・消防団・地元住民が参加する水防訓練を実施し、水防技術の向上や水防意識の高揚を図る。	水防訓練・工法研修を実施	建設局 土木管理部 土木管理課 消防局 警防部 警防課 伏見消防署
水防訓練状況			
区役所や土木みどり事務所等の関係機関による浸水被害に関する情報共有及び対策案の検討	浸水被害のあった箇所について、区役所や土木みどり事務所など関係機関が連携し、引き続き、浸水発生要因の調査や被害最小化に向けた実務的な対策や検討を行う。	京都市「雨に強いまちづくり」地区別検討会による浸水被害の情報共有及び検討	行財政局 産業観光局 建設局 各区役所・支所 消防局 上下水道局
	避難情報の早期発令、「多様な避難行動」の啓発等、避難情報等を周知する。 各種防災訓練において、令和2年度に作成した多機関連携型タイムラインの活用を行うとともに、マイタイムラインの作成支援を行う。 浸水害を含む大規模災害に対応するための防災訓練等を実施する。	・避難情報等の周知 ・各種訓練におけるタイムラインの活用 ・マイタイムラインの作成支援 ・総合防災訓練の実施	行財政局 産業観光局 建設局 各区役所・支所 消防局 上下水道局
  			
  <p style="text-align: center;">防災の出前講座 (マイタイムラインの周知・作成支援)</p>			

基本方針2 良好な水環境の実現

わたしたちの暮らしの中で、水とのかかわりが希薄となりつつある現状に歯止めをかけるために、出来るだけ身近なところに良好な水環境の創出を目指します。



<目標>

■ 水質汚濁に係る京都市環境保全基準（BOD）達成率

（目標年次：可及的速やかに達成するよう努める）

100% (H16当初 97.1%)

令和4年度実績 100%

目標達成

■ 合流式下水道の改善（目標年次：令和5年度）

合流式下水道改善率（※1） 100%

※1：合流式下水道改善済面積 ha / 合流式区域面積 ha

令和4年度実績 90.1%

令和5年度予定 100.0%

<検討、取組事項一覧>

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和5年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
① 市内河川、下流域の水質保全	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備困難箇所等の早期解消 ・市街化調整区域での下水道整備等の促進 ・下水道へのすみやかな接続の誘導 ・高度処理の推進 ・発生源対策 ・水質等調査、監視、研究 	○	○	◎
② 雨天時の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道の改善 	○	○	◎
③ 親しみやすい水辺環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい水辺環境の保全・創出 ・中京区高瀬川つながるプロジェクト ・生物の生息・生育環境に配慮した川づくり ・美しい山河を守る災害復旧実施方針に基づく河川災害の復旧 ・市民にわかりやすい新たな指標による水環境の評価 	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

① 市内河川、下流水域の水質保全

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
下水道整備困難箇所等の早期解消	下水道整備困難箇所については、地権者・関係機関との協議を積極的に行うとともに、施工法の工夫により、早期解消を目指す。	今後も積極的な働きかけにより解消を図っていく	上下水道局 下水道部 管理課
市街化調整区域での下水道整備等の促進	主に市内北部地域において、浄化槽の設置を促進する。	浄化槽について、引き続き関係部局との連携等により、設置啓発を図る	環境政策局 環境企画部 環境指導課
下水道へのすみやかな接続の誘導	京都市水洗化普及促進要綱に基づき、未水洗家屋についてはその理由を確認するとともに、下水道処理区域内における未水洗家屋の下水道への接続を促進する。 ※水洗化率（接続率）＝水洗便所設置済人口/下水道処理区域内人口	今後も対象家全件に対し、戸別訪問による水洗化勧奨を実施し、未水洗家屋の解消を図る。	上下水道局 下水道部 管理課
高度処理の推進	市内河川の水環境や景観の保全はもとより、下流域に位置する都市の水道水源を保全し、閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化防止に努めることを目的として、下水の高度処理の推進に取り組んでいく。また、水質管理マニュアルに基づく適切な運転管理により、良好な処理水質を確保する。	下水の高度処理を実施し、良好な処理水質の維持・向上に努める	上下水道局 下水道部
発生源対策（下水道法関係）	下水排除基準違反の恐れのある事業場については、排水処理施設の設置、改善又は運転管理の指導を徹底していく。また、有害物質等が下水道へ流入する事故を、未然に防ぐための指導に努める。	立入監視指導を強化することによる水質検査の適合率の向上	上下水道局 下水道部 施設課
発生源対策（水質汚濁防止法等関係）	水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、公共用水域等の汚濁を防止するため、工場・事業場に対して排水基準の遵守、汚水発生施設等の維持管理の徹底等について監視、指導を行う。	立入監視指導による水質検査の適合率の向上	環境政策局 環境企画部 環境指導課
環境ホルモン河川水質調査	市内河川における環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）による汚染状況を把握するため、2年間で7河川11地点で調査を行う。	5河川5地点において調査を実施する	環境政策局 環境企画部 環境指導課
ダイオキシン類河川水質及び底質調査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年、市内9河川13地点において調査を行う。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内河川の調査を実施する。	環境政策局 環境企画部 環境指導課
化学物質環境実態調査	化学物質審査規制法（化審法）、化学物質排出把握管理促進法（化管法）及びPOPs条約等に関する有害化学物質について、環境汚染実態を把握すること等を目的とし、環境省からの委託で調査を行う。	環境省からの委託により初期調査、詳細調査、モニタリング調査を実施する。	環境政策局 環境企画部 環境指導課
河川水質の常時監視	水質汚濁防止法に基づき、毎年、河川水質の常時監視を実施する。環境基準が定められている健康項目及び生活環境項目等について、市内22河川42地点にて調査を行う。	水質汚濁防止法に基づき、市内河川の常時監視を継続する。	環境政策局 環境企画部 環境指導課
河川の調査状況		 	

基本方針2 良好な水環境の実現

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
微量化学物質や病原性微生物等の調査研究	<p>微量化学物質や病原性微生物等に関する情報収集や実態調査等を継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未規制物質（ノニルフェノールエトキシレート等）の実態調査 水質汚濁に係る環境基準項目や要監視項目物質等の実態調査 下水処理におけるクリプトスピロジウムやウイルス等の実態調査 		上下水道局 技術監理室 水質管理センター 水質第2課

② 雨天時の水質改善

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
合流式下水道の改善	<p>雨天時に合流式下水道から流出する汚水の混じった雨水やゴミ等を削減するための改善対策を引き続き積極的に推進する。</p> <p>幹線等の整備及び適切な維持管理を継続して実施する。</p>	伏見北部地域における津橋幹線等の整備継続	上下水道局 下水道部
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 貯留幹線の整備 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> 【合流式下水道改善対策例】 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>スクリーン設置例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水面制御装置設置例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>施工中の貯留幹線</p> </div> </div>			

③ 親しみやすい水辺環境の創出

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
親しみやすい水辺環境の保全・創出	<p>市民と水との関わりを取り戻すため、親しみやすく、良好な水辺環境の保全・創出に努める。</p> <p>平成22年度より、高瀬川再生プロジェクトに着手し、高瀬川フォーラムでの対話を通じて、地域住民の意見を取り入れた整備を進めている。</p>	高瀬川： 改修工事 (五条通～七条通)	建設局 土木管理部 河川整備課
中京区 高瀬川つながる プロジェクト	歴史的・文化的に価値の高い高瀬川を中心とした安心安全なまちづくりに、地元住民との協働で取り組む。	地域が主体となった 高瀬川を核とした安心安全なまちづくり を支援 一斉清掃（年2回）	中京区役所 地域力推進室
生物の生息・生育環境に配慮した川づくり	<p>人間と自然が共存できる川を保全・復元するために、その河川固有の生態系に配慮し、周辺環境に対して負荷の少ない河川事業を実施する。</p> <p>善峰川においては、植生を促す護岸を採用し、多自然川づくりを実施する。</p>	善峰川：護岸工	建設局 土木管理部 河川整備課



従来の河川改修の例



善峰川の整備イメージ



改修後の善峰川の様子

基本方針2 良好な水環境の実現

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
美しい山河を守る災害復旧実施方針に基づく河川災害の復旧	美しい山河を守る災害復旧実施方針に基づき、災害復旧に際しては、京都市の地域特性を踏まえ、自然環境に配慮した復旧を実施する。	災害が発生した場合には、速やかな復旧に努める	建設局 土木管理部 土木管理課 各土木みどり事務所
	 	被災状況	完成後
市民にわかりやすい新たな指標による水環境の評価	水辺環境の保全・再生に向けて取り組むなかで、ほたるの成育するような環境を作りだせるよう、市民や環境団体と連携を図る。平成19年度からは、京都市におけるほたるの発生状況等について、京都ほたるネットワークと情報交換を行っている。	京都ほたるネットワークとの連携によるほたるの発生状況等の情報交換等	建設局 土木管理部 河川整備課 庁内関連部局
	 	ほたる飛遊状況調査報告	

基本方針3 健全な水循環系の回復

京都の水循環系の実態を理解したうえで、都市化によって変化した水循環系を雨水浸透対策などのできるだけ自然本来の姿に近づける取組を推進し、普段の河川流量を豊かにするとともに、地下水の保全、ひいてはヒートアイランド現象の緩和に効果を及ぼします。



<目標>

■ 森林の保全

令和4年度実績 26.0ha

令和5年度予定 間伐の継続かつ着実な実施

■ 市街地の緑の創出 緑被率（目標年次：令和7年度）

37 % (H21 当初 35 %)

平成27年度実績 36 %

令和5年度予定 引き続き市街地緑化を推進

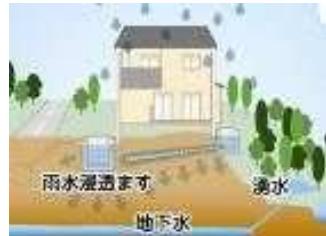
<検討、取組事項一覧>

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和5年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
① 河川の平常流量の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全 ・市街地における雨水浸透の推進 ・雨水流出抑制施設の設置助成 (基本方針1再掲) 	◎	◎	◎
② 地下水の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水質の常時監視 	○	○	○
③ ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園整備の推進 ・雨庭整備事業(基本方針1再掲) ・公共施設等における屋上緑化等の推進 ・京都みつばちガーデン推進プロジェクト ・中高層建築物等における緑化推進、建築物等の緑化促進 ・民有地における市街地緑化の推進 ・透水性舗装の整備等 ・農地、ため池、水辺等の保全、創出 ・打ち水の実施と処理水の提供 ・ミスト装置の設置 	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

① 河川の平常流量の回復

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
森林の保全	森林総合整備事業等を活用して、京都市森林整備計画に基づく長期伐・複層林施業等の森林整備を進める。	間伐の継続かつ着実な実施 690ha	産業観光局 農林振興室 林業振興課
市街地における雨水浸透の推進	流域における雨水浸透施設の設置を進めていくことにより、治水対策とともに、健全な水循環の保全を図っていく。京都市開発技術基準により、開発行為における雨水流出抑制施設（雨水浸透施設等）の設置を誘導する。	設置対象開発行為について設置を誘導	都市計画局 都市景観部 開発指導課
	 雨水浸透人孔 (有栖川ポンプ場)	 水循環の再生	
雨水流出抑制施設の設置助成 (基本方針1再掲)	雨水流出抑制施設には、「地中にしみこませる」ことができる雨水浸透ますと、雨どいから分岐させ「ためる」ことができる雨水貯留施設（雨水貯留タンク）があり、これらを設置する方を対象に助成金を交付する。	助成金の交付を継続的に実施	上下水道局 下水道部 管理課

② 地下水の保全

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
地下水質の常時監視	水質汚濁防止法に基づき、毎年、地下水質の常時監視を実施する。地下水の環境基準項目等28項目について、市街地域の井戸で調査を行う。	水質汚濁防止法に基づき、常時監視を継続する。	環境政策局 環境企画部 環境指導課

③ ヒートアイランド現象の緩和

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
都市公園整備の推進	「京都市緑の基本計画」に基づき、緑豊かなまちづくりを目指し、都市公園の整備を推進する。令和4年度は、太秦公園（右京区）及び東本願寺前市民緑地（下京区）を整備。令和5年度は、錦坊城公園（中京区）の整備を行う。	1箇所整備 (中京区) 錦坊城公園	建設局 みどり政策推進室
雨庭整備事業 (基本方針1再掲)	「京都市緑の基本計画」及び「市街地緑化の在り方」に基づき、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間である雨庭の整備を進める。	3箇所整備 (四条大宮、東大路今出川、東大路丸太町)	建設局 みどり政策推進室
公共施設等における屋上緑化等の推進	公共建築物の整備において、屋上緑化等を推進する。	京都市立芸術大学 (B・C地区)ほか 2施設に施工。引き続き、屋上緑化等を推進	都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課
	校舎等の外壁にネットを張って緑化する「緑のカーテン」の育成をはじめとする植栽活動を実施している。	環境教育の教材として引き続き推進	教育委員会事務局 教育環境整備室
京都みつばちガーデン推進プロジェクト	中京区役所屋上庭園での日本固有種である「ニホンミツバチ」の飼育を通して、自然の豊かさを教えてくれるミツバチとの「共生」という考え方から緑被率の低い都市部での緑化や環境に優しいまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上庭園見学会の実施 ・屋上で園芸講座の開催 ・子ども向け食育講座「みつばち冒険隊」の開催 ・採蜜見学会の実施 ・「ニホンミツバチ」に関連した市民講座の開催 	中京区役所 地域力推進室
			食育セミナー「みつばち冒険隊」

基本方針3 健全な水循環系の回復

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
中高層建築物等における緑化推進、建築物等の緑化促進	「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」(平成11年4月施行)において、植栽等による緑化に努めるよう定め、官民を問わず条例の適用を受ける建築物については、緑豊かな住環境の保全形成に努めるよう指導・啓発を行っている。	制度運用	都市計画局 建築指導部 建築指導課
中高層建築物等における緑化推進、建築物等の緑化促進			
	  		
民有地における市街地緑化の推進	京都市地球温暖化対策条例（平成24年4月施行）に基づき、1,000平方メートル以上の敷地に建築物を新築又は改築をする場合、建築物及びその敷地への緑化を義務付け、市街地の緑化を推進している。	京都市地球温暖化対策条例による制度運用	都市計画局 建築指導部 建築審査課
透水性舗装の整備等	<p>公共建築物の整備において、透水性舗装・浸透樹の設置を推進する。</p> <p>『排水性・透水性舗装の手引き（平成15年4月）』に基づき、都市型水害の予防のほか、歩行者のスリップ防止、ヒートアイランド対策に重要な役割を果たすものとして、歩道について、水循環に優れた透水性舗装を実施している。 (基本方針1再掲)</p>	<p>京都市役所北庁舎ほか8施設に設置。引き続き、透水性舗装・浸透樹の整備を推進</p> <p>引き続き、透水性舗装を整備</p>	<p>都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課</p> <p>建設局 土木管理部 各土木みどり事務所 道路建設部 道路建設課 道路環境整備課 都市整備部 南部区画整理事務所 (建設企画部 監理検査課)</p>
農地、ため池、水辺等の保全、創出	<p>京都市農林行政基本方針に基づき、農地の維持・保全と土地改良施設の整備を推進する。</p> <p>多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の多面的機能を発揮するための活動、農業生産基盤を維持するための活動、土地改良施設の長寿化のための活動を進める。</p> <p>農家の担い手不足等により、草刈りや泥上げができなくなった農業用水路等は、地域の環境に悪影響を及ぼしている。そこで、集落全体の共同活動として、水路の草刈り、泥上げを行うことで農村の良好な水辺環境を保全していく。</p>	引き続き保全活動等の取組を進める	<p>産業観光局 農林振興室 農林企画課</p>
		共同活動（高野川水生生物調査活動）	

基本方針3 健全な水循環系の回復

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
農地、ため池、水辺等の保全、創出	自ら環境問題に気づき、環境保全に向けて行動できる子どもたちの育成を目指し、学校敷地内に設置している学校ビオトープを活用した環境教育に取り組んでいる。	環境教育の教材として引き続き推進	教育委員会事務局 教育環境整備室
打ち水の実施と処理水の提供	<p>「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組として、ヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化防止の意識を高めていただく契機とするため、下水の高度処理水（オゾン処理水）等や雨水貯留タンクにたまつた雨水を使い、上下水道局職員、近隣の協力事業者や京都学生祭典実行委員会の皆様と共に「打ち水」を実施する。</p> <p>また、市内で実施されるイベントや行事等における打ち水にも高度処理水を無償で提供する。</p> <p>全国規模で展開される「打ち水大作戦」の活動趣旨にも賛同するものである。</p>	<p>7月31日に上下水道局総合庁舎前のほか、太秦庁舎、各下水管路管理センター及び支所、ポンプ施設事務所前で実施。</p>	上下水道局 下水道部 管理課
	 <p style="text-align: center;">打ち水実施の様子</p>	<p>8月1日から8月31日まで、上下水道局総合庁舎前で、門掃き時に高度処理水による打ち水を実施。</p> <p>各下水管路管理センター及び支所前で打ち水を実施。（週に1回程度）</p>	上下水道局 下水道部 管理課
ミスト装置の設置	<p>ヒートアイランド現象の緩和など地球温暖化防止に効果のあるミスト装置を、京都駅前バスのりばや四条通バス停に設置し、快適なバス待ち環境を創出するとともに、水道水の新たな利用方法として市民の皆様にミスト装置を広く紹介する。</p> <p>簡易型ミスト装置を南区総合庁舎の入口前に設置し、来庁者のクールオアシスとして利用していただくと共に、夏のヒートアイランド対策としても活用する。</p> <p>公共施設の整備において、夏の暑さ対策に効果のあるドライ型ミスト装置を設置し、施設利用者の快適性の向上を図る。</p>	<p>京都駅前バス停において、「京（みやこ）の駅ミスト」、四条河原町・四条高倉（各東行・西行）バス停において、「京（みやこ）のまちなかミスト」を6月中旬から稼働</p> <p>夏の節電期間に合わせて実施予定</p> <p>京都市立芸術大学（C地区）に設置。引き続き、ミスト装置の設置を推進</p>	<p>交通局 自動車部 管理課 技術課 上下水道局 総務部 総務課</p> <p>南区役所 地域力推進室 総務・防災担当</p> <p>都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課</p>

基本方針4 ゆたかな水文化の創造

伝統的な京都の水文化を継承するとともに、身近にある水を楽しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できるまちづくりを推進します。

＜目標＞

■ 住民参加による川づくり

令和4年度実績

フォーラム等を通じた地域住民との意見交換

令和5年度予定

市民団体による美化清掃活動に対する清掃用具の給付又は貸出等の支援
引き続き活動を推進



小学生による河川美化活動

天然遡上アユ

<検討、取組事項一覧>

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和5年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
伝統的な水文化、 身近な水文化の 育成と継承	<ul style="list-style-type: none"> ・環境防災水利整備計画の推進（災害時協力井戸） ・住民参加による川づくり ・中京区高瀬川つながるプロジェクト（基本方針2 再掲） ・京の川の恵みを活かす共同活動の実施 ・水に関する土木・文化遺産の保全・活用 ・水に関する文化の継承と保全・活用 	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

伝統的な水文化、身近な水文化の育成と継承

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
環境防災水利整備計画の推進（災害時協力井戸）	環境防災水利整備計画に基づき、災害時に必要となる消火用水及び生活用水等を確保するための水利の一つとして、災害時協力井戸制度を運用する。	引き続き、災害時協力井戸の普及に努める	行財政局 防災危機管理室
住民参加による川づくり	平成22年度より、高瀬川再生プロジェクトに着手し、高瀬川フォーラムでの対話などを通じて、地域住民の意見を取り入れた整備を進めている。	引き続き、過去の高瀬川フォーラムでの地域住民の意見を改修工事に取り入れ、整備を進める	建設局 土木管理部 河川整備課
	市民、事業者及び行政の協働により、河川敷や周辺道路等において美化清掃活動を実施する。市民団体による自主的な美化清掃活動に対して、ごみ袋、軍手、火ばさみ等の清掃用具の給付又は貸出等の支援を行う。	美化清掃活動の活性化及びまちの美化意識の高揚を図る	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課
中京区 高瀬川つながる プロジェクト (基本方針 2再掲)	歴史的・文化的に価値の高い高瀬川を中心とした安心安全なまちづくりに、地元住民との協働で取り組む。	地域が主体となった高瀬川を核とした安心安全なまちづくりを支援 一斉清掃（年2回）	中京区役所 地域力推進室

基本方針4 ゆたかな水文化の創造

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
京の川の恵みを活かす共同活動の実施	<p>鴨川・桂川流域で天然アユなどの生き物が生育しやすい環境づくりや自然の恵みを活かす生き方を発信することなどを目的として、農林漁業団体、市民団体、学識経験者等で組織された「京の川の恵みを活かす会」が行政（京都府、京都市）と連携しながらサポーターの協力・支援のもとに共同活動を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天然遡上アユ等の道づくり（仮設魚道の設置、魚類遡上調査） ・水生生物のすみかづくり（魚類生息調査・繁殖場づくり） ・環境啓発及び情報発信（フォーラムの開催他） ・その他河川環境保全に資する活動 	産業観光局 農林振興室 農林企画課
	 	<p style="text-align: center;">魚道設置作業</p> <p style="text-align: center;">設置された魚道</p>	
水に関する土木・文化遺産の保全・活用	疏水路の適正な管理により史跡としての保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・水路閣管理計画に基づいた取組の実施 ・水路閣全体の目視点検を継続実施 	上下水道局 水道部 施設課
水に関する文化の継承と保全・活用	「一年に一度、願いごとをする」という七夕にちなんで、「願い」をテーマに「京の七夕」事業を開催する。民間事業者・市民団体等の連携・協力の下、京都各地で「京の七夕」を実施する	「一年に一度、願いごとをする」という、七夕にちなんだ「願いごと」募集などを行うとともに、京都各地での七夕の催しについて広報等の支援を行う	産業観光局 観光MICE推進室

基本方針5 雨水の利用

地域の防災レベルの向上、身边に水と触れ合える場の創出、さらに、水に関するエネルギー消費の抑制につながることから、貴重な自己水源である雨水の利用を推進します。



＜目標＞

- 公共施設等の新築等に伴う雨水利用の推進

令和4年度実績	上下水道局総合庁舎ほか11施設に雨水貯留施設(雨水タンク等)を設置
令和5年度予定	引き続き活動を推進

＜検討、取組事項一覧＞

○：行動が必要、◎：特に行動が必要

計画目標	令和5年度 取組事項	行動主体		
		市民・NPO	事業者等	行政
雨水利用による 水資源の有効活 用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の新築等に伴う雨水利用の推進 ・建築物の特例許可制度の運用による雨水利用の促進 ・雨水流出抑制施設の設置助成 (基本方針1、3再掲) 	◎	◎	◎

→ 各取組の詳細については、次ページ以降を参照ください。

雨水利用による水資源の有効活用

取組事項	内容	令和5年度取組予定	部局名
公共施設等の新築等に伴う雨水利用の推進	公共建築物の整備にあたり、雨水タンク等の設置を推進する。  上下水道局総合庁舎に設置している雨水貯留施設	事務所等の新築・改築時など順次可能な箇所から設置を進める	上下水道局 建設局 土木管理部 河川整備課 都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課
	庁舎屋上に雨水タンクを設置(環境に優しい雨水貯留タンクを設置(H27))。	取組事項の継続	深草支所 地域力推進室 総務・防災担当
	市立学校に設置した雨水タンクを環境教育教材として活用し、水問題解決に向けて継続的な取組を進める。	環境教育の教材として引き続き推進	教育委員会事務局 教育環境整備室
建築物の特例許可制度の運用による雨水利用の促進	中水道施設や消防水利施設を設置する建築物について、一定の範囲・条件のもと、容積率を緩和する特例許可制度（建築基準法第52条第14項）の運用により、雨水利用の促進を図る。 また、容積率等について総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められるものにあっては、雨水貯留施設等を有する建築物について容積率を一定割増しすることができる特例許可制度（建築基準法第59条の2第1項）の運用により、雨水利用の促進を図る。	制度運用を行う。	都市計画局 建築指導部 建築指導課
雨水流出抑制施設の設置助成 (基本方針1、3再掲)	雨水流出抑制施設には、地中に「しみこませる」ことができる雨水浸透ますと、雨どいから分岐させ「ためる」とができる雨水貯留施設（雨水貯留タンク）とがあり、これらを設置する方を対象に助成金を交付する。	助成金の交付を継続的に実施	上下水道局 下水道部 管理課